

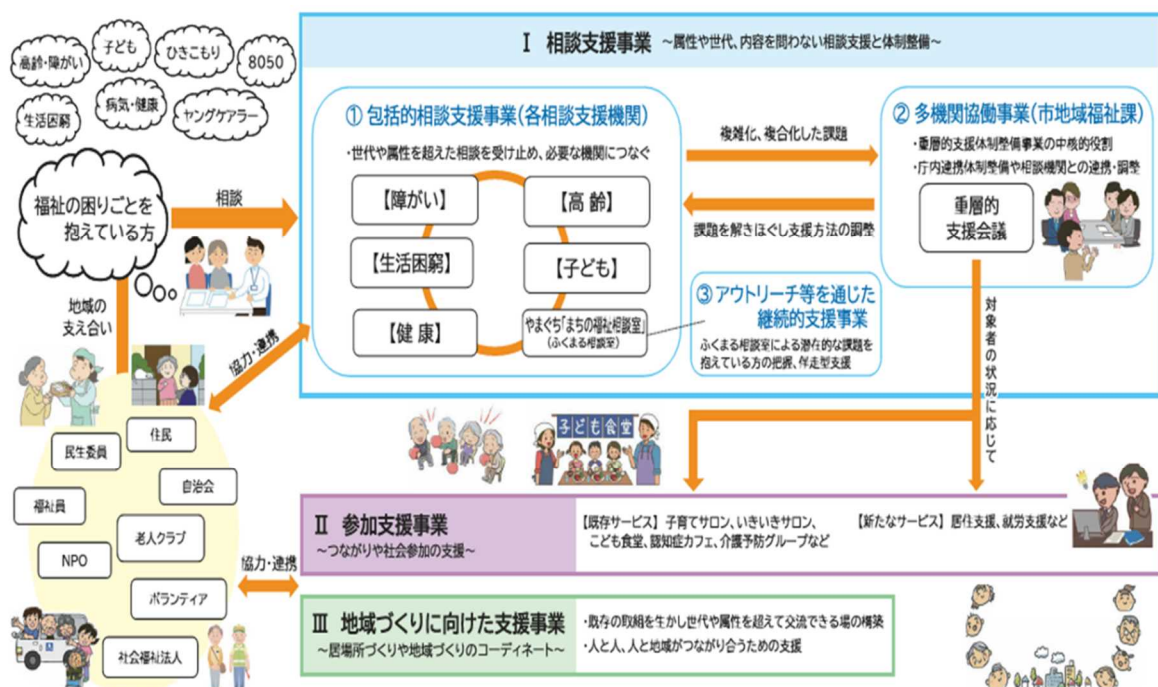
重層的支援体制整備事業の取組等について

1 重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業とは、一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しい複雑的、複合的な課題を持つ方をサポートするための体制を構築する事業です。

I 相談支援	① 包括的相談支援事業 相談に来る人の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、寄り添い、抱えている課題の解きほぐしや整理を行います。相談を受けた機関で解決が難しい場合は、他の機関と連携して対応するほか、他の支援機関へのつなぎなども行う。 ② 多機関協働事業 重層的支援体制整備事業に携わる関係者の連携がよりスムーズになるように、相談支援機関をサポートする事業です。相談者に対する直接的な支援ではなく、相談を受ける相談支援機関を支援する役割を持ちます。 ③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 複雑化・複合化した課題を抱えつつも、支援が届いていない方や、支援につながることに拒否的な人に対して支援を届ける事業です。
II 参加支援	本人の希望やニーズに合わせて、社会とのつながりづくりを支援する事業です。
III 地域づくりに向けた支援	人と人、人と地域がつながり支え合うような取組が生まれやすい環境を整える事業です。

2 山口市重層的支援体制整備事業の全体イメージ



3 本市の取組内容

社会福祉法第106条の4第2項各号		本市の対象事業(既存制度を含む)	取組内容
Ⅰ 相 談 支 援	包括的相談支援事業	・地域包括支援センター運営事業 【高齢福祉課】	地域包括支援センターにおいて、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等の専門職が高齢者の総合相談に対応しています。
		・相談支援事業 【障がい福祉課】	障がい者が地域で安心して本人らしく生活することができるように、身近な場所で必要な障害福祉サービスの利用に関する相談支援を行っています。
		・利用者支援事業 【こども未来課】	山口市こども家庭センター及びやまぐち子育て福祉総合センターにおいて、利用者支援専門員を中心に、子育てに関する相談・支援のほか、情報提供、専門職員や専門機関との連携・協働を図っています。
		・自立相談支援事業 【地域福祉課】	生活困窮者からの相談を受け、抱えている課題を評価・分析しニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行えるよう支援しています。
	多機関協働事業	・多機関協働事業 【地域福祉課】	やまぐち「まちの福祉相談室」及び支援関係機関等では対応が難しい複雑化・複合化した事案に対し、支援会議又は重層的支援会議を開催し、支援の方向性等を検討しています。
Ⅱ 参加支援 令和6年度から実施		・参加支援事業 【地域福祉課】	① 不登校の背景には、福祉的な課題を抱えている世帯のケースもあることから、教育委員会と連携し、不登校支援に取り組んでいます。 ② 必要に応じて重層的支援会議を開催するなど、ひきこもり支援や就労支援に取り組んでいます。
Ⅲ 地域づくりに向けた支援		・地域介護予防活動支援事業 【高齢福祉課】	高齢者の集いの場や介護予防に自主的に取り組むグループの活動支援を行っています。
		・生活支援・介護予防体制整備事業 【高齢福祉課】	市全域を担当する1層及び日常生活圏域を担当する2層生活支援コーディネーターが連携し、高齢者の生活支援や介護予防の体制整備を行うために、地域の協議体(多様な団体が情報共有を行うなど、連携・協働のための協議の場)において、協議を行っています。
		・地域活動支援センター運営事業 【障がい福祉課】	利用者(障がい者又は障がい児)が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進を図っています。
		・地域子育て支援拠点事業 【こども未来課】	市内各中学校区に設置している地域子育て支援拠点施設において、子育て世帯を対象に、子育て親子の交流の場の提供や、子育てに関する相談・支援を実施している。
		R6から既存事業を拡充 ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業 【地域福祉課】	① 子育てサロン等交流会として、こどもに関する団体間(子育て拠点施設、こども食堂等)で情報交換を行い、それぞれの課題を共有及び解決に向けた提案をし合うメニューなどを新たに追加しています。 ② 民生委員・児童委員の活動しやすい環境の整備や担い手確保に向け、市民の「理解度の向上」を図ることを目的として、民生委員・児童委員の目的や活動内容等を分かりやすくまとめたチラシを作成し、市報9月15日号と併せて各世帯に回覧しました。今後も引き続き、民生委員・児童委員制度にかかる理解促進のため、広報・啓発に取り組むこととします。